

# 「様式第3号 設置施設の内容」の「事業計画の概要」欄記入内容チェック表

**環境保全** ※各項目に具体的な内容をご記入ください。

騒音・振動防止方法	作業時の音と振動については作業時の騒音、振動の規制基準を遵守する。
有価物と廃棄物の分別方法	小型重機と手作業を併用して分別。分別位置は土地利用計画平面図のとおり。
有価物の取引先	○○○○○○○○
廃棄物の処分方法・処分先	分別後の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り処理する。
生活環境被害発生時の連絡先及び対応方法	(連絡先) ○○○○○○ Tel○○○-○○○○-○○○○ 電話連絡を受けた場合は、迅速に現地確認を実施し対応する。
事業用地の衛生管理方法	蚊、ハエ等の発生の防止に努め、事業用地内の清掃を保持する。
事業用地内の監視・点検方法	場内、場外における定期的な巡回監視、点検を実施する。
作業時間	午前8時～午後6時（日曜日は休業）

◎以下、様式3に記入すべき内容です。確認後、チェックボックスにチェックしてください。

( ) には、具体的な内容等をご記入ください。

## 道路

### ●接続道路

事業用車両と地元車両のすれ違いに考慮している。

(事業用地から1級市道までの接続道路は、幅員5メートル以上を確保している。 )

大型車両の通行量に見合った舗装厚となっている。

(大型車の通行量は1日4台以下のため、現在の舗装厚で問題なし。 )

法面埋め立ての場合は、側溝を設置する予定である。

(法面埋め立て時に側溝を設けるため、土木課に承認工事の申請済。 )

設置する道路側溝と既設舗装の間はアスファルト舗装となっている。

(アスファルト舗装とする計画で承認工事の申請済。 )

### ●交通安全対策

道路に進入路を取り付ける場合は、道路管理者と協議が終わっている。

(土木課に承認工事の申請済。 )

事業用地が接する道路が通学路に当たるときは、必要に応じて道路管理者、教育委員会等と協議のうえ交通安全措置を講じている。

(通学路に面するため、通学時間帯における事業車両の通行は避ける。土木課、学校教育課と協議済。 )

事業用地からの保管物、土砂等の搬出入に伴う環境汚損等を防止しており、他の交通の妨げとならない。

(土砂等の搬出入時には、道路を土砂等で汚さないよう社内で徹底を図る。 )

道路通行上危険のおそれがある箇所には、交通安全施設、防護柵等の安全施設を設置している。

(土木課との協議済、防護柵設置予定。 )

他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じている。

(土木課との協議済、毎週水曜日と木曜日の8時～11時に交通誘導員を配置予定。 )

## 排水施設

事業用地内の雨水を適切に排出するため排水施設を設けている。

(集水枡を設置し道路側溝に排水予定。詳細は土地利用計画兼排水施設計画平面図に記載済。 )

事業用排水は直接排水せず、終末処理施設又は汚水浄化装置等を経て、排水施設に接続している。

(油水分離槽による装置等を設置予定。詳細は土地利用計画兼排水施設計画平面図に記載済。 )

裏面もご記入ください。

※実施事業の内容により、記入する必要がない欄には「該当なし」とご記入ください。

## 「様式第3号 設置施設の内容」の「事業計画の概要」欄記入内容チェック表

- 排水施設の排水能力が不足するときは、承認工事等による整備を実施。  
(土木課及び○○○土地改良区との協議済、排水能力に問題なし。)
- 排水施設の管理者と十分な協議がされている。  
(土木課及び○○○土地改良区との協議の結果、排水承諾済。)
- 接続する排水施設の維持管理に協力する予定である。  
(土木課及び○○○土地改良区と維持管理について、協議済。)

### 造成工事

- 切土・盛土がある場合は、施工後における安全面に配慮している。  
(盛土については、安全面を考慮し道路境界線から3m控える。詳細は造成計画断面図のとおり。)
- 工事に伴う近隣住民等からの苦情へは、速やかに必要な措置をとる予定である。  
(事業地内に従業員が不在の場合は、環境保全欄に記載した連絡先で対応。)
- 工事中は交通安全への配慮を行う計画である。  
(工事中は、交通誘導員を配置し地元車両や歩行者の交通安全に十分配慮して行う。)

### 保管

- 再生資源物、土砂等を扱う場合、事業用地の周囲に地盤面から1.8m以上の高さの囲いがある。  
(鋼製囲いH=1.8mを設置予定。詳細は土地利用計画兼排水施設計画平面図及び付帯施設構造図の通り。)
  - 事業用地から再生資源物等が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が発散しないように、必要な措置が講じられている。  
(周辺道路や隣地等へ碎石や砂などの飛散については、随時点検することにより管理を徹底する。)
  - 屋外において再生資源物等を容器や包装を用いず保管する場合にあっては、積上げられる保管物の高さが、技術基準内である。  
(愛西市開発行為等の周知に関する条例施行規則 別表第2 2保管基準を遵守する。)
- ⑨自動車等の処理及び保管については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に準ずる。